

アメリカザリガニを



はな
放さない！

う か
売らない！ 買わない！

あんい か
安易に飼わない！！



WEB「ひょうごの環境」



アメリカザリガニは、令和5年6月1日から
「条件付特定外来生物」に指定されます！

新しいルールができます！
説明は裏面へ

アメリカザリガニによる影響



野外に放さず、最後まで責任をもって飼育しましょう！

兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389



新しいルール

「条件付特定外来生物」に指定されると…



法律で禁止されること

放出

生きた個体を野外へ逃がしたり、捕まえた場所と違う場所へ放すことは禁止されます。

輸入・販売・購入

ペットとして飼育するためであっても、生きた個体の輸入、売買等は禁止されます。

広く配り分けること

無償であっても景品等として生きた個体を広く配り分けること（頒布）は禁止されます。

販売・頒布を目的とした飼育・繁殖

生きた個体の販売・無償での頒布を目的とした飼育、繁殖等は禁止されます。（ただし、目的によっては許可を受けることにより可能となる場合もあります。）

規制内容を
もっと詳しく↓



WEB「環境省 HP」

違法行為を行った場合、重い罰金、罰則の対象となります！！

野外へ放出した場合は「3年以下の懲役または300万円以下の罰金」

ペットとしての飼育

一般家庭でペットとして飼育することができます。ただし、適切な飼育を行い、アメリカザリガニが飼育容器や飼育施設から自力で逃げ出さないように、フタをつけたり、囲いを設置する等の対策をしてください。（自力で逃げ出した場合も違法となります。）

野外で捕まえた個体を飼育することはできますが、いったん飼育し始めた個体を野外に放すことは違法となります。

無償での譲渡

どうしても飼いきれなくなってしまった場合、最後まで飼ってくれる方へ譲渡できます。

ただし、譲渡先へ適切な飼育ができるかどうか、最後まで責任を持って飼えるかどうか等を確認し、野外へ放出してはいけないこと等を伝えてください。（譲渡であっても譲渡会等“広く配り分けること”に該当する場合は、事前に申請が必要です。）

飼う前によく調べて、考えよう！

アメリカザリガニは繁殖力が強く、5年程生きる可能性があります。飼育方法をしっかり調べて、最後まで飼えるかどうか考えましょう。少しでも最後まで飼う自信が無いのなら「飼わない」決断を！

アメリカザリガニに限らず、野外で捕まえた生き物を安易に持ち帰ったり、別の場所へ放したりしないでください。



表面
幼体画像提供
(株) 自然回復

ご不明な点がございましたら

兵庫県 (078-362-3389) またはお住まいの自治体窓口にご連絡ください。

もっと知りたい！
兵庫県の自然

ひょうごの環境
兵庫県内の自然環境
総合ページはこちら



外来生物の影響や対策、
法律について知りたい！

ひょうごの環境「外来生物」
兵庫県版ブラックリストや
外来生物法についてはこちら



兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389

